

## 社会的養育専門委員会における主な御意見（第20回）【未定稿】

## &lt;新しい社会的養育ビジョンについて&gt;

| 項目                  | 主な御意見  |
|---------------------|--|
| ○新しい社会的養育ビジョン全体について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジョンの方向性については理解している。</li> <li>・ 施設養護、家庭養護のどちらかということではなく、双方が協同することが重要。</li> <li>・ 施設の小規模化を進めるほど、質の高い職員の確保が必要。一報で、このビジョンの波紋が広がっており、現実に児童養護施設への入職希望者が減っていることは問題。</li> <li>・ 母子生活支援施設は母と子が一緒に生活をして、職員が家庭養育を支えている施設であり、代替養育施設ではない。ビジョンには、親子一緒の入所施設の創設について書かれているが、母子家庭に関して言えば母子生活支援施設が既にある。</li> <li>・ 自立援助ホームは、単なる居住型資源ではなく、社会の中で子ども達を自立させて、見守っていく社会内支援の機能をもった資源である。</li> <li>・ 自立支援ガイドラインを作成する際には、自立援助ホームが培ってきた知見も活かして欲しい。</li> <li>・ 児童心理治療施設については、学校では学級崩壊を起こすなどの問題を抱えた子どもも入所しており、小規模化・地域分散化はハードルが高い。児童養護施設と同じに考えるのはどうか。</li> <li>・ 児童心理治療施設については、重い子どもが多いので小規模化すると、狭い空間で1人、2人でその子ども達を受け止めるのは大変。ある程度の数の職員がいて、チームとして大変な子ども達を支え、成長を援助していくことが必要。急速な小規模化、地域分散化は難しい。</li> <li>・ 児童心理治療施設については、通所の機能もあるので、児童養護施設から子どもが通所したり、児童養護施設に戻った子どもをサポートする役割を担うことができる。</li> <li>・ ビジョンについては大変評価しているが、年次計画については無理が生じないか懸念。関係機関との調整、振り返りが必要。</li> <li>・ ビジョンについて、在宅を中心に考え、在宅養育を支える市町村を充実させるという考えは評価する。</li> <li>・ ビジョンでは、施設に入所した子どもの親子関係再構築支援について、今後どう強化していくかがあまり触れられていない。支援があれば実親の家庭に戻れる子どももいるので、その機能を高めることも必要。</li> </ul> |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭と同様の環境における養育を強く進めることは賛成。子どもの最善の利益を念頭に置くことが重要であり、里親の認定を急激に増やしても里親育成や児童相談所等の支援体制について、相当な強化を一緒にやらないと、子どもに直接影響が出ることを危惧する。</li> <li>・ 財政支援以外でも、社会的養護を必要とする子どもの認知や里親への理解などの社会全体としての意識の変革が必要。</li> <li>・ 具体的な施策を進めるに当たっては、都道府県との十分な協議、里親や施設の意見を十分に聞く必要がある。</li> <li>・ 大きな構造改革の前提として、大きな意識改革が必要。その点について施設協議会の理解が必要。</li> <li>・ 小規模グループケアの本園設置型をどこに位置付けるのか。都道府県推進計画の中では、家庭的養護として小規模グループケアの本園型を含めて数値を出しているの、それも含めて考える必要があるのではないか。</li> <li>・ ビジョンの方向性は賛同するが、ビジョン達成に向けたスピード感については、各都道府県の地域の実情（対象児童の数など）に対応できる仕組みが必要。このため、都道府県とのきめ細かな意見交換が必要。</li> <li>・ 今回のビジョンは児童自立支援施設の在り方を見直す機会になる。地域、社会、時代にあった施設であるよう危機感を持つ必要がある。</li> <li>・ 市町村における人材確保に対する配慮が必要。</li> <li>・ ビジョンを踏まえ、これまでの取組を更に加速するためには、社会的養護関係者の機能を変えていくことや、新たな財源の確保、専門職の育成、区市町村を中心とすることになれば、基礎構造改革も必要。大きな政策パッケージをどう提示していくのかが大きく問われてくる。</li> </ul> |
| ○数値目標について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい社会的養育ビジョンについて、措置停止、里親委託率、入所期間の限定化は反対。</li> <li>・ 家庭の理想像だけを見て、高い目標値を掲げて特別養子縁組や里親委託を推進することに対しては、強く危惧している。</li> <li>・ 里親委託が現状でも進んでいない中で、75%や 50%という目標値ありきで里親委託を進めるということはあってはならない。目標値を前提に推進計画やガイドライン等の議論を進めることは反対。</li> <li>・ 5年、7年、10年と年限を区切ることは実際的には難しい。里親の質・量ともに拡充が必要。既に委託を受けている里親への支援の強化も必要。</li> </ul>   |

|               |  |
|---------------|--|
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの最善の利益が確保されなければならないので、ビジョンの数値目標だけに目が行って子どもの最善の利益が損なわれることがないようにする必要がある。</li> </ul>  |
| ○新規入所措置停止について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設への新規入所措置停止は、里親等の人材や支援体制が不十分な中では踏み込みすぎ。行き場のない子ども達を生み出すのではないか。</li> <li>・ 地方自治を守り、地方分権が進められてきた中であって、あたかも中央集権国家のような報告書の記述には違和感がある。</li> </ul>  |
| ○施設の入所期間について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の入所期間について、養育の安定と成長、学校教育の保証などそれに伴い起こってくることに十分に配慮しながら進めて行く必要がある。一律に定めることは適当ではない。</li> <li>・ 十分なケアが必要な子どもについて、3年は施設でその後は家庭養育ということが出されているが、中途半端な状態で里親委託をしても、たらい回しになって子ども自身をまもれなくなることもあるので、里親不調の原因や傾向を調査して、不調を増やさないためにもどういう子どもが里親にふさわしいのか、定義なども明確にする必要がある。</li> </ul>  |
| ○財政負担等について    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県推進計画の策定にあたり、人材や財源の裏付けを示すべき。</li> <li>・ 人材確保や支援体制を整備するには、地方自治体における財政負担が大きい。国においても財源確保について更なる方向性の検討をお願いする。</li> <li>・ 絵に描いた餅にならないように、法的根拠、財源、人材確保の在り方をはっきりさせた上で前に進めるべき。</li> </ul>  |
| ○施策の充実について    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童家庭支援センター事業等の充実を図ることが重要。</li> <li>・ 児童相談所の調査権限について、証拠資料を収集できるよう法的権限の整備の検討が必要。</li> <li>・ 家庭養育の推進や自立支援のためのソーシャルワーク、代替養育を受けている子どもの数に応じた児童福祉司等の配置基準を設けることが必要。</li> <li>・ 特別養子縁組について、実親の同意権について二段階方式も含め早急な法制度改革に取り組んでいただきたい。</li> <li>・ 一時保護所の現状を考慮した配置基準が必要。</li> <li>・ 児童相談所との連携がなければ母子への支援はできないので、児童福祉法第 27 条に母子生活支援施設への措置も記載するべき。</li> </ul> |

- ・ 母子生活支援施設について、特定妊婦を支援する施設として位置付けるべき。
- ・ サテライト型母子生活支援施設を活用すべき。父子家庭にも対応できる。
- ・ 母子生活支援施設は母子分離をしないで一時保護に活用できる。
- ・ 社会的養護の子どものニーズを反映するには、委員会等への当事者参加が必要。
- ・ 養育者に言えない子どもの気持ちもあり、子どもの気持ちを代弁する大人が必要。アドボカシー制度の導入の検討が必要。
- ・ 自立支援計画策定の際には子ども自身の参加が必要。
- ・ 自立支援について、既存の制度から漏れてしまった若者達が必要としているものについても聞き取り、支援にシステムに反映することが必要。
- ・ 当事者（社会的養護経験者）同士が集まれる場所が必要。
- ・ 自立援助ホームの職員配置の充実が必要。
- ・ 就学者自立生活援助事業、社会的養護自立支援事業について、柔軟に運用できるようにすることが必要。
- ・ ファミリーホームは家庭養護であるべき。里親登録だけでは十分ではない。養育者の家庭に迎え入れるということを大事にするべき。
- ・ ファミリーホームの設置促進と支援の強化が必要。
- ・ 里親制度やファミリーホームの見直しもあわせて行っていくべきではないか。
- ・ ビジョンにおいては市町村の体制整備に関する記述が不十分。支援拠点の職員の基準が極めて低い。支援拠点の体制の充実が必要。
- ・ 乳児院の職員配置が1：2になればもっと個別対応ができ、家庭復帰も進むようになる。
- ・ 里親制度・予算に関する充実が必要（里親制度の普及啓発、措置延長、手当の充実等）。
- ・ 胎児期・乳児期・幼児期・思春期・親になる妊娠期などのサイクルで、全ての段階に応じた支援ができる重層的なシステムが必要。
- ・ 支援拠点については、これから充実させることが必要。
- ・ 支援拠点の子ども家庭支援員の資格要件について、実質的に保健師や保育士が中心になっている。ビジョンでも市町村において、ソーシャルワークを担う体制を作ることとなっているが、研修を受ければすぐにソーシャルワークを担う体制ができるわけではなく、人材育成が必要。
- ・ 地域の中で分離せずに家庭で暮らしている子どもに対する支援の機能を高めることが必要。

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定以上の虐待の問題を抱えている親子に対しては、ソーシャルワークだけでなく、一定の治療的な支援が重要。治療プログラムを広めていくことも必要。</li> <li>・ 地域には様々な事情で社会的養護の支援が届いていない子どもがいる。基礎自治体のファミリーソーシャルワーク機能を高めていくことが重要。</li> <li>・ 社会的養護の裾野を広げる観点からも支援拠点の充実は必要。国は基礎自治体と児童家庭支援センターの連携の好事例の紹介等について積極的に取り組むべき。</li> <li>・ 施設自体が当たり前の生活を保障することに加えて、専門的なケアを子どもに提供していくことが必要。</li> <li>・ ビジョンで示された市町村の役割を考えると現状の体制では不十分。職員の確保や配置、研修について配慮が必要。</li> <li>・ 当事者の参画について個別の制度に反映させていくことが必要。</li> <li>・ 権利擁護の観点から、評価について引き続き検討することが必要。</li> <li>・ データの取り方などの整備も必要。</li> </ul> |
|--|---|

<都道府県推進計画について>

| 項目              | 主な御意見   |
|-----------------|---|
| ○都道府県推進計画全般について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県が財源措置の見通しもない中で、短期間で都道府県推進計画を作るとすると、数字合わせの計画となることを懸念する。児童福祉法の本旨や子どもの最善の利益の立場とはかけ離れたものになるのではないか。</li> <li>・ 全体像として社会的養育をどう考えるか、それに基づいた都道府県推進計画、家庭養護推進計画でなければならず、抜本的な見直しが必要。構造の変化をさせていくことが必要。</li> <li>・ 市町村の全体像の構築をすることを踏まえた都道府県推進計画でなければならず、全体像を描くことが必要。</li> <li>・ 子どものニーズにあった計画づくりが必要。里親を小学校区に最低1家庭増やすような計画を作るようにし、柔軟なシステムが必要。</li> </ul> |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>○都道府県推進計画の作成時の留意事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各自治体の子どものニーズ、様々な社会的養育体制を十分踏まえた整備であることが必要。このため、標準的な算出方法の提示が必要。</li> <li>・ 弁護士、医師によるチームで対応する必要があるケースもあるので、弁護士配置に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるようにすべき。</li> <li>・ 都道府県推進計画や市町村への支援計画に母子生活支援施設の活用も入れるべき。</li> <li>・ 都道府県推進計画の中に、社会的養護経験者の意見を聞いていくことを盛り込むべき。</li> <li>・ 子どものニーズにあった計画作りが必要。学校を変わずに委託することを考えると、小学校区単位で里親を確保すべき。</li> <li>・ 例えば、数値目標として社会福祉士の割合や大学で社会福祉学を修めたものの割合など、社会福祉を学んだものが市町村職員として雇用され、市町村でソーシャルワークを担う体制作りを制度的に保証することも推進計画に入れられるとよい。</li> <li>・ 自立支援の問題については、都道府県推進計画に入っていない。自治体の役割を明確化することが重要であり、社会的養護自立支援事業をどう進めていくかが課題。</li> <li>・ 自立支援についても都道府県推進計画に入れるべき。</li> <li>・ 地域の実情や実態を踏まえて、実効性のある計画策定ができるようにすることが必要。</li> <li>・ 中核市や特別区への児相設置への支援についても計画に盛り込むことになっているが、全国一律の指標やスケジュールで設置を求めていくのではなく、地方の実情に応じた児童相談機能の在り方を広く認めようとして支援することを可能とするべき。</li> </ul> |
|---------------------------|---|

<社会的養育専門委員会について>

| 項目                         | 主な御意見  |
|----------------------------|--|
| <p>○社会的養育専門委員会の進め方について</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジョンに示された目標値、工程表ありきでこの委員会での議論を進めないで欲しい。</li> <li>・ 目標値や工程表そのものも、この委員会で検討しながら修正すべきは修正することがあってもいいのではないか。</li> <li>・ この委員会を3回で終了して、その後にPTでの議論が追加されるのではなく、もう少し時間をかけてもいいのではないか。</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護を必要とする児童数を見込むためには、社会的養護とは何かなど言葉の解釈についても決めなければいけないのではないかと。児童相談所の在宅指導の子どもの数は含むのか、児童相談所が関わらない区市町村が把握している要支援ケースも全部含めた数とするのであれば、区市町村に計画を作ってもらい、その数字を都道府県が吸い上げなければならないのではないかと。</li> <li>・ 地域を基盤としたソーシャルワークをどのように展開し、在宅にお金を回すための公的な仕組みをどう作るのか。この議論を専門委員会でもして欲しい。</li> <li>・ ビジョンの計画の見直しだけでなく、大きなところの進め方も含めて議論が必要。</li> <li>・ 見直し要領は年内に出されるが、フォスタリングや多機能化のPTの検討は年度末にかけて行うというスケジュールが分かりづらい。</li> <li>・ ビジョンと子ども・子育ての計画は内容の整合性をとることになっているが、そのつながりが明確にされていない。</li> <li>・ 狭い意味の社会的養護の場にも障害児はいる。障害児入所施設にも家庭から離れて生活する子どもがいる。障害児入所施設の関係者もこの委員会に参加してもらってはどうか。</li> </ul> |
|--|--|

<フォスタリングPTについて>

| 項目          | 主な御意見   |
|-------------|---|
| ○ガイドラインについて | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里親家庭の包括支援について、運営管理体制も含め、ガイドラインに盛り込むべき。</li> <li>・ 児童相談所中心の事業では限界があるので、民間を活用したフォスタリングが必要。</li> <li>・ ファミリーホームもフォスタリング機関事業の対象として開設、運営、専門研修も一体的に行うようにするべき。</li> </ul> |